



出産・子育て支援金

概要	所得制限なく、子育て世帯を支援する「出産・子育て支援金（①移動支援給付金、②すくすく給付金）」を支給します。
目的	①妊婦または乳幼児（0～3歳）の養育者のタクシー代などの移動費用の一部を支援することにより、移動に関する身体的な負担を軽減し、安心して子どもを産み、育てられる環境を充実させる。 ②国による給付金（出産・子育て応援給付金）の対象外となる1・2歳児のいる子育て世帯の経済的負担を軽減する。
内容	①移動支援給付金 次の時点から引き続き申請時に座間市の住民基本台帳に記録されている、妊婦または乳幼児（0～3歳）の養育者に対し、給付金を支給します。 ・母子健康手帳発行時（1万円） ・出生時、1～3歳の誕生日（各1万2千円） ②すくすく給付金 1歳または2歳に到達した日から引き続き、申請時に座間市の住民基本台帳に記録されている対象児童と同居し、かつ養育している方に1万円を支給します。 ※令和5年4月1日以降に上記の基準日に到達した方が対象です。
申請方法	7月18日（火）以降に市LINE公式アカウントで申請。
予定対象児童数	①約4千人②約2千人
問い合わせ先	こども未来部 こども家庭課 こども総務係 TEL 046（252）8025 FAX 046（255）5080

